

～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ～
令和3年度住民税非課税世帯への支給手続の開始について

要 旨

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯につき10万円)について、沼津市では、対象世帯のうち、令和3年度住民税非課税世帯を先行し、**2月1日(火)**から支給手続を開始します。

概 要

●今回の対象世帯

・令和3年度の住民税(市民税均等割)が非課税である世帯(約2万世帯)

- ① 2月1日から、市は、世帯に確認書を送付します。
- ② 世帯では、確認書に必要事項を記入し、返送していただきます。
- ③ 市は、確認書を受付・審査後、1週間を目安に口座振替で支給します。

●その他の対象世帯

下記世帯のうち、令和3年度住民税非課税相当と認められる世帯が対象となります。

- ・令和3年1月2日以降に市内に転入した世帯
- ・令和2年中の収入を申告していない世帯
- ・令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯

※申請手続は、2月中旬から開始する予定です。詳細は、改めてお知らせします。

●コールセンターの開設

この給付金の専用相談窓口として、コールセンター(直通:055-934-4894)を1月18日(火)から開設します。

●予算の概要

この給付金の事業費は、総額30億6千万円で、国の補助金を財源とします。

市長は、この補正予算を、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費と併せて1月4日付けて専決処分しました。

お問い合わせ先

沼津市役所 福祉臨時特別給付金室
直通:055-934-4894 内線:2087

